

3 法令改正について

3 - 1 法令等の改正動向

(平成29年3月以降)

(1-1) 法令等の改正動向

新認定事業者制度の創設、保安検査の基準日の追加等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	H29.3.22	省令第14号	容器保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則の一部が改正。 ※H29.4.1付けで施行。
告示	H29.3.22	告示第49号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示、溶接に用いられる母材の種類のを定める告示の一部が改正。 ※容器細目告示については、H29.3.22付けで施行。 ※認定検査実施者告示、溶接母材告示については、H29.4.1付けで施行。

(1-2) 法令等の改正動向

新認定事業者制度の創設、保安検査の基準日の追加等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.3.22	20170309 商局第5号	高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いが制定。なお、平成10・03・26立局第8号については廃止。 ※H29.4.1付けで施行及び廃止。
通達	H29.3.22	20170309 商局第4号	特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(内規)が制定。 ※H29.4.1付けで施行。

(1-3) 法令等の改正動向

新認定事業者制度の創設、保安検査の基準日の追加等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.3.22	20170310 商局第7号	<p>容器保安規則の機能性基準の運用について、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定についての一部が改正。</p> <p>※容器則例示基準については、H29.3.22付けで施行</p> <p>※基本通達、認定検査実施者通達については、H29.4.1付けで施行。</p>

(2-1) 法令等の改正動向

水素燃料電池二輪車に係る基準の追加等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	H29.5.8	省令第43号	容器保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則の一部が改正。 ※H29.5.8付けで施行。
告示	H29.5.8	告示第109号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示の一部が改正。 ※H29.5.8付けで施行。

(2-2) 法令等の改正動向

水素燃料電池二輪車に係る基準の追加等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.5.8	20170417 商局第2号	容器保安規則の機能性基準の運用について、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部が改正されました。 ※H29.5.8付けで施行。

(3-1) 法令等の改正動向

国際相互承認に係る容器保安規則の改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	H29.6.30	省令第49号	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令、国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H29.6.30付けで施行。
告示	H29.6.30	告示第157号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査方法等を定める告示の一部が改正。 ※H29.6.30付けで施行

(3-2) 法令等の改正動向

国際相互承認に係る容器保安規則の改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.6.30	20170621 商局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について、高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについての一部が改正。 ※H29.6.30付けで施行。

(4-1) 法令等の改正動向

権限移譲、二酸化炭素を用いた冷凍設備に関する改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
政令	H29.7.20	政令第198号	高圧ガス保安法施行令の一部が改正。 ※権限移譲関係の規定は、H30.4.1付けで施行。 ※冷凍保安規則関係の規定は、H29.7.25付けで施行。
省令	H29.7.25	省令第56号	冷凍保安規則の一部が改正。 ※H29.7.25付けで施行。

(4-2) 法令等の改正動向

権限移譲、二酸化炭素を用いた冷凍設備に関する改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.7.25	20170718 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)が制定。 ※H29.7.25付けで施行。

(5-1) 法令等の改正動向

権限移譲、LP容器を屋外に置くことに関する改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	H29.11.15	省令第83号	容器保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令、国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 ※H30.4.1付けで施行。
告示	H29.11.15	告示第250号	高圧ガス設備等耐震設計基準の一部が改正。 ※H29.11.15付けで施行。

(5-2) 法令等の改正動向

権限移譲、LP容器を屋外に置くことに関する改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	H29.11.15	告示第251号	高圧ガス保安法施行令関係告示の一部が改正。 ※H30.4.1付けで施行。
告示	H29.11.15	告示第252号	液化石油ガス保安規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件の一部が改正。 ※H29.11.15付けで施行。

(5-3) 法令等の改正動向

権限移譲、LP容器を屋外に置くことに関する改正等

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	H29.11.15	20171102 保局第2号	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈についての一部が改正。 ※H30.4.1付けで施行。

3 法令改正について

3 - 2 改正の内容

(1) 保安検査の基準日等

①施行日：平成29年4月1日

②概要：新認定事業所制度の創設（後述）に伴う、保安検査基準日の設定。保安検査関係の様式の一部改訂。

(1) 保安検査の基準日等

従来：保安検査は一年（告示で定める施設にあっては、告示で定める期間）に一回受検。

改正後：保安検査は一年（告示で定める施設にあっては、告示で定める期間）に一回受検。ただし、前回の保安検査の日（保安検査を受検したことのない施設にあっては、完成検査の日。）から一年を経過した日の前後一月（認定事業所等を除く。後述）に保安検査を受検した場合は、基準日において保安検査を受検したものとみなす。

※**基準日**：前回の保安検査（保安検査を受検したことのない施設にあっては、完成検査。）の日から一年を経過した日（告示で定める施設にあっては、告示で定める期間を経過した日。）。

※**保安検査関係の様式（保安検査申請書等）が一部改訂されています。**

なお、保安検査申請書につきましては、愛知県のホームページに最新版をアップロードしてありますので、ご活用ください。

<http://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-hoankensa.html>

(2) 自主保安の高度化を促すための 新認定事業者制度の創設

①施行日：平成29年4月1日

②概要：新認定事業所制度の創設。

ア 特定認定事業所（スーパー認定事業所）

イ 自主保安高度化事業所

ア 特定認定事業所（スーパー認定事業所）

- ・ 石油コンビナート地区において、重大事故の発生
- ・ 多くのプラントの高経年化、ベテラン従業員の減少

→高度な保安対策（リスクアセスメント、人材育成、新技術の活用）を実施し、高度な保安を実現している事業所を「**特定認定事業所（スーパー認定事業所）**」として認定し、インセンティブを与えることにより、自主保安の高度化を促進する。

ア 特定認定事業所（スーパー認定事業所）

認定事業所（既存）

- ① 連続運転期間：4年間等
（大臣に認められた期間）
- ② 完成・保安検査：事業者自らが検査
- ③ 検査方法：大臣に認められた方法
- ④ 変更工事：軽微変更工事の範囲の拡大
（特定設備の管台の取替え等）
- ⑤ 認定期間：5年間

特定認定事業所

- ① 連続運転期間：8年以下
（事業者が自由に設定した期間）
- ② 完成・保安検査：事業者自らが検査
- ③ 検査方法：事業者が自由に設定した方法
- ④ 変更工事：軽微変更工事の範囲の拡大
（特定設備の取替え等）
- ⑤ 認定期間：7年間

イ 自主保安高度化事業所

- ・ 産業界全体の保安力の底上げが重要。
- ・ 現行の認定事業所の主なインセンティブは、連続運転に係る規制の合理化。よって、連続運転のメリットを享受できる石油・石油化学プラントが認定対象の中心。
- ・ バッチ処理等を行うプラントでは、定期的に運転を止める必要があるため、現行の認定制度の利用が進んでいない。

→リスクアセスメント、PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善等の取組みを自主的に取り組んでいる事業所を「**自主保安高度化事業所**」として認定し、インセンティブを与えることにより、自主保安の取組みを促進する。

イ 自主保安高度化事業所

自主保安高度化事業所

- ① 軽微変更工事の範囲の拡大（認定品への変更の工事、ガス設備の取替え等）
- ② 保安検査を受けたとみなす期間の拡大（基準日の前後1月→同前後3月）

(3) 権限移譲関係

①施行日：平成30年4月1日

②概要：平成30年度より、実施される指定都市への高圧ガス保安法に係る権限移譲に伴う、法令改正等。
平成30年度より、指定都市内における事務
(ただし、特定製造事業所、コンビナート地域内、特定製造事業所敷地内にある事業所に係る事務を除く。)については、指定都市の長が処理する。

(4) 二酸化炭素を用いた冷凍設備に関する規制緩和等

①施行日：平成29年7月25日

②概要：二酸化炭素冷媒を用いた冷凍設備の規制区分について、フルオロカーボン（不活性のものに限る。）と同様となる。

また、冷凍則において、掲名ガス以外のガスの種類を判断するための基準を追加した。